

第四十六回 参議院法務委員会會議録第十号

昭和三十三年三月五日(木曜日)

午後一時二十一分開会

大蔵省主計 秋吉 良雄君
局主計官

委員の異動

三月四日

坪山 徳弥君 補欠選任

三月五日

小林 武治君 補欠選任

小林 武治君 補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福藏君

理事 後藤 義隆君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

委員 大谷 賛雄君

鈴木 一司君

田中 啓一君

高橋 衛君

亀田 得治君

岩間 正男君

山高しげり君

国務大臣 法務大臣 賀屋 興宣君

政府委員 法務省民事局長 平賀 健太君

法務省訟務局長 青木 義人君

事務局側 常任委員 西村 高兄君

会専門員

説明員

本日の會議に付した案件

○逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(國を当事者とする訴訟に関する件)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案、刑法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。法務大臣賀屋興宣君。

○国務大臣(賀屋興宣君) 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

近時交通機関の発達等に伴い、一國で犯罪を犯した者が他國に逃亡して事実上刑事責任を免れようとする事例が次第に増加しつつあることにかんがみ、まず、犯罪人の引き渡しに関する条約が存在しない國の相互間におきましても、必要に於ては、逃亡犯罪人の引き渡しが行なわれ、國際的な協力のもと犯罪人に対する適切な処罰を行ひ得るようすることが相当であると考へるのであります。

ところで、御承知のとおり、わが現行逃亡犯罪人引渡法は、わが國との間に犯罪人の引き渡しに関する条約が締結されている外國から同條約に基づいて犯罪人の引き渡しの請求が行なわれたことを前提とし、その引渡手續等を規定するたてまえをとっており、引渡條約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、これらの規定が類推適用されるものと解釈されているのであります。かような取り扱いは、國際的な観点からは必ずしも適當でないと考へられます。この際、この場合における引き渡しの要件、手續等に関する規定を整備するため、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案による改正の要点は、次の二点であります。

その一は、わが國に對し引渡條約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、(一)当該犯罪人が犯したとする犯罪行為が請求國及びわが國のいずれかの法令により死刑または無期もしくは長期三年以上の自由刑に於たる罪とされていなく、(二)請求國から相互主義に基づく保証がなされないと、(三)法務大臣が、外務大臣と協議して、当該逃亡犯罪人を引き渡すことが相當でないと認めるべきを除き、その他の場合に、これに於て得ることを明らかにした点であります。

その二は、新たに請求國の定義を設け、引渡犯罪及び逃亡犯罪人の定義を改める等のほか、關係の條文に所要の

改正を加え、右の場合における引渡手續は、いわゆる仮拘禁制度を適用しないものとするほかは、引渡條約に基づいて逃亡犯罪人を引き渡す場合とおおむね同一の手續によることを明確にした点であります。

なお、右に伴い、本法案の附則により、刑事補償法の一部を改正し、わが國が外國に對し引渡條約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しを請求した場合に、当該外國が引き渡しのために行った抑留または拘禁をわが國の刑事補償の対象とする抑留または拘禁とみなすこととし、この種逃亡犯罪人の人權の保護をはかつた次第であります。

以上が逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

次に、刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

今次の刑法の一部を改正する法律案は、いわゆる身のしる金目的の誘拐罪及びこれに関連する犯罪について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。身のしる金目的の誘拐罪は、近年に至りまして多発化の傾向を示し、また、教名の犯人によつて共同して遂行される計画的な事案の発生をも見るに至っております。しかも、過去の事例に徴しますと、誘拐された被害者が殺害され、生死不明となり、ま

たは睡眠薬を施用される等の事例が少なくなく、この罪が誘拐罪の中でも特に危険な犯罪であることを示しているのであります。さらに、この種犯罪が誘拐された者の近親等に与える憂慮心痛は、まことに筆舌を絶するものがあり、このような手段によつて身のしる金を取得しようとする犯人の心情は卑劣きわまるものと言ふべきであります。このような諸事情さらにはこの種の犯罪が模倣性の強いものであることを考慮いたしますと、身のしる金目的の誘拐罪を刑法第二百二十五条によつて一般の營利誘拐罪と同様に処罰することとして現行刑法は、この種犯罪に對処するのに十分でないと考えられるのであります。この際、身のしる金目的の誘拐罪及びこれに関連する罪について、その實質にふさわしい重い法定刑を定めることによつて、この種犯罪の未然の防止をはかり、ひいてはこの種犯罪の発生によつて惹起される社会不安を除去いたしますことは、単に強い世論にこたえるというばかりでなく、國家の刑政からみましても、きわめて重要なことと考えられるのであります。これがこの法律案を提出することとした理由であります。

この法律案の骨子は次のとおりであります。

第一点は、近親その他被誘取者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的、すなわち、いわゆる身のしる金を交付させる目的で人

を略取または誘拐した者は無期または三年以上の懲役に処するものとし、現在の営利誘拐罪より重い法定刑を定めようとするものであります。

第二点は、人を略取または誘拐した者が、身のしる金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に無期または三年以上の懲役に処するものとし、このような場合に、従来、実務上は単なる恐喝罪として処理されてまいりましたものを重く処罰し得るようによいとするものであります。

第三点は、身のしる金目的の略取・誘拐が行なわれた後に、その犯人を幫助する目的で、被拐取者を収受し、蔵匿し、または隠避させた者を一年以上十年以下の懲役に処するものとし、その他の誘拐犯人を事後に幫助する場合よりも重く処罰しようとするものであります。

第四点は、自己に身のしる金を交付させる目的で、他人が略取・誘拐した被拐取者を収受した者を一年以上の有期懲役に処するものとし、一般の営利目的による収受等の場合よりも重く罰しようとするものであります。

第五点は、被拐取者を収受した者が身のしる金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に二年以上の有期懲役に処することとするものであります。

第六点は、以上の罪を犯した者が、公訴の提起前に被拐取者を安全な場所に解放したときは、必ずその刑を減輕するものとし、それによって、ひとたびこのような罪が犯された場合、犯人が被拐取者に危害を加えることを防ごうとするものであります。

第七点は、身のしる金目的の略取・誘拐の予備をした者を二年以上の懲役に処するものとし、ただ現実に略取・誘拐の実行に着手する前に自首した場合には、その刑を減輕または免除することにより、このような危険な誘拐罪の実行を未然に防止し得るようとするものであります。

なお、以上に關連して、右に述べました略取・誘拐及び被拐取者の収受、蔵匿、隠避については、いずれもその未遂を罰するものとし、また、以上の罪はすべて非親告罪としようとするものであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(中山福藏君) 以上で両案の提案理由説明は終わりましたが、両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(中山福藏君) 次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 きょういただいた「登記台帳事件増加状況調」と、これはこの前要求しておいた乙号を甲号に換算した場合の事件数の上昇率や、何かですか。ちよつと結論だけ説明してくれませんか。

○政府委員(平賀健太君) これは、昭和二十六年を一〇〇としたしまして、登記の乙号それから台帳事件を登記の甲号に換算しまして、これを三十七年度の件数との比較、それから三十八年、三十九年度の推定件数との比較でございます。結論から申し上げます。

すと、事件の上昇率は、先ほども申しましたように、二十六年を一〇〇といたしますと、三十七年度は二九一、三十八年度は三〇九、三十九年度が三三六、約三倍以上になっておるわけでありませう。

それから登記従事職員増加率から申しますと、これも二十六年を一〇〇といたしますと、三十七年度一〇六、三十八年度一一九、三十九年度一二二ということになるわけでございます。

それから職員一人当りの事務の負担量を申し上げますと、これも二十六年を一〇〇といたしますと、三十七、三十八、三十九年度は、それぞれ二五・一、二六・〇、二七・五と、二倍以上の負担量になっておるといふ結果になるわけでありませう。

○稲葉誠一君 三十八年度及び三十九年度事件数は過去三年平均事件上昇率により推定したと、こうあるのですが、これは、過去三年の平均上昇率よりもだんだん上がっていく傾向にあるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) これはちよつと何とも言えませんので、そのときどきの経済情勢のやっばり変化でもって増加率が非常に上がったところがあるいはそれがゆるんだりということがございますので、一がいには申しかねると思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 退職はこれは年々ございまして、また新たに新規に採用いたしまして補充をいたしているわけでございます。ここにあげておられます事務職員の数字は、法務局の職員数の総数が右のほうに載っておりますが、これは定員であります。その中で登記に従事している人員でございまして、これは定員であると同時に実数にも大体合っているわけでありませう。

○稲葉誠一君 三十七年度は百人ふえた、去年は二百人ふえた、こういうのですが、定年で退職する人——定年というのはいないのかな、それから途中でやめる人もあるのでしょうか。そういうのはどういふふうになっていませうか。それを引いて従事の人員だけを計算しているのですか。これは当然だと思ひますけれども……。

○政府委員(平賀健太君) 従事職員数というのには、大体これは各登記所について登記従事職員の実数を出したわけでございます。でありますから、年間通じますと出入りがあるわけでございますが、大体これだけの数字の職員が登記に従事しているということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 だから、たとえば三十七年度は百人、三十八年度は二百人増員しているのだけれども、実際に途中でやめたりする人がいれば、それだけ減っているのではいませう。実数の増加はどのくらいになるのですか。

○政府委員(平賀健太君) やめますと申すは、これは載っていないのですか。これは載っていないのですか。○政府委員(平賀健太君) やめた職員と仰せられますと、退職した職員というわけですか。○稲葉誠一君 そうです。

のでございませうから、でき得る限り早い機会にそれを補充するというところでやっていますわけでございます。

○稲葉誠一君 それは補充するのはあたりまえなんです、そうじゃなくて、たとえば百人ふえた、二百人ふえたとなつていられるけれども、やめる人もあるのだから、差し引きすると実際の増員は何人くらいになるのか、こういうことを聞いていますわけですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申し上げましたように、やめる人がありますと補充をいたします関係上で、増員百名でありますと、これは百名を登記のほうに回しているわけでございます。大体百名の増員ということになるわけでありませう。

○委員長(中山福藏君) 速記をとめて。

○委員長(中山福藏君) 速記を起こして。

程度一人当たり負担量が現実には減つていくという計算になるのですか。ちよつとむずかしいけれども……。

○説明員(秋吉良雄君) たいへん先生から非常に困難な御質問がありまして、なかなか事務量計算、機械を人間に換算する計算というのは非常にむずかしい問題でございます、むしろ民事局のほうからもしあれでございますしたら御答弁したほうがいいと思ひますが……。

○稲葉誠一君 私が行うのは、民事局ではなくて、現実にそれでは大蔵省自身も、こういう数字、たとえば三十九年度では事件数が三三六になる、それから従事人員は一二二しか伸びていない、一人当たり負担量は二七五になつておる、こういう事実そのものは認めるのですか、あるいは、法務省の出したのはいやこれは根拠が薄弱だということなんですか。

○説明員(秋吉良雄君) この数字は全く事実でございますから、これについてとやかく言うつもりはさらさらございません。

○稲葉誠一君 そうすると、この計算の結果として、千人ですか、千人というのほかもまけて千人ですか。六百何人でしたか、法務局では、それだけの人員が必要だということですね、法務省としては、そこで、大蔵省のほうでは二百人でいいというのだから、二百人でいいということについては根拠がなければならぬわけですか。その根拠として考えられるのは、いろんな機械類や何かを入れるから一人当たりの負担量がこれだけ減るのだという計算が根拠になつて、それで二百人でいいんだということになるわけでしょうか。

から、その間の、機械や何かを入れたので一体どれだけ一人当たりの負担量が減るのか、そこら辺の計算はどういうふうにして行っているわけですか。それでは二百人でいいんだということの根拠が出てこないじゃないですか、大蔵省として。

○説明員(秋吉良雄君) たいへんむずかしい御質問で、私明快な答弁ができませんかと思ひますが、先ほど来先般のときにも先生から御質問がございまして、どのような根拠で二百という数字が出たかという御指摘がございましたが、何しろ私どもとしては、また二度繰り返すようではなはだ恐縮でございますが、やはり定員、機構というのには極力抑制するという方針がございまして、こういった特殊な事情のものに限つてのみ定員の増加をはかるという措置をやつておるわけでございます。このように非常に件数がふえておりますことにかんがみまして、これに比例してふやすというものは、確かに算術的にも理論的にもそういう主張は大いにできるかと思ひますが、そういった政府としての予算編成方針にかんがみまして、それ以外の面で極力過重負担の問題の解消という措置を考慮してまいつておりました、先般申し上げましたように、能率機具の整備を相当格段的にやつておるわけでございます。

この能率機具の整備といつたしましては、特にその内容といつたしまして複写機の増強をはかつておりました、本年度の予算につきましては、昨年より約六百万円の増加計上をいましておる次第でございます。それ以外にもいろいろの点で、たとえて申しますと、制

度的には、過去におきましてはバインダーという制度をとつております。これは大福帳式の台帳をバインダー化したわけでございますが、これは三十四年にたしか終了したかと思ひますが、その後御承知のように登記台帳の一元化という制度をいま進行中でもございまして、ことしの今国会に提案されております不動産登記法の一部改正、御審議いただいておりますが、これもそういう点に着目されているように聞いておるわけでありまして。

そういつたいろいろの点、それから行政管理局の意見等、そういうものを総合勘案いたしまして、一応三十七年度百名の増加に対して、三十八年度は倍の二百名、三十九年度も引き続き二百名という予算措置をしたわけでございます。

○稲葉誠一君 これは大蔵省のほうへ、あなたに希望するということよりも大蔵省全体に希望するのは、どうも法務省関係の予算となると、法務省の人は大体非常に正直なもので、あまりかけ引きをしないのですから、ついあと回しにされちゃうという傾向があるわけですか。そういう点がありますから、これは、法務省のほうで現実が必要で、一人当たり負担量が二七五になつて職員に非常な負担がかかってくるのだから、今後十分にいろいろの面から大蔵省としてもぜひ配慮を願ひたい、こう思ひわけです。これだけ要望しておきます。

○後藤藤隆君 ちよつとお聞きしますが、抵当権設定の場合に、年賦払いの場合に、たとえば一回でも支払いを忘れたときは期限の利益を失うとか、

あるいはまた、利息の率がいままで日歩二銭であったのを今度五銭にするとかいうような特約事項は、登記するのですか、しないのですか。

○政府委員(平賀健太君) 期限の利益の喪失約款、これは弁済期に関することでございますので、現行法のもとではそれは登記しているわけでございます。しかし、今度の改正案におきましては、弁済期に関する事項は登記しないことになりまして、それは登記されなくなりまして。

それから利率を変更したいというような場合でございますと、これは変更届けをしなければ第三者対抗力がないということになるわけでございます。

○後藤藤隆君 いや、変更届けじゃない、最初から特約が、利息なら利息の支払いを忘れたら、年賦なら年賦の支払い弁済期を忘れたら、従来日歩二銭であったのを今度五銭にするといふふうなことを約束した場合には、そのことを登記するのもしないのかということですが、今度の新しい登記制度では。

○政府委員(平賀健太君) それは最初から登記いたします。

○委員(中山福藏君) それでは、本案に対する質疑は、一応この程度にとどめます。

○委員(中山福藏君) 次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、國を当事者とする訴訟に関する件につき稲葉君から発言を求められておりますので、これを許します。稲葉君。

○稲葉誠一君 國が当事者となつていろいろ訴訟なり調停なりあるいは和解

なりあるわけですが、その前に、訟務局の中の構成はどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(青木義人君) 答えたいと思います。訟務局は一課から五課までございまして、それから訟務管理官室が置かれております。

一課では国有財産それから國の債権の争訟に関する事項、二課では國家賠償その他國の債務の争訟に関する事項、三課では農地その他經濟關係の争訟に関する事項、四課では労働とかその他それ以外の行政の争訟に関する事項、五課では國稅の賦課処分の争訟に関する事項、管理官室では國稅の徴収の争訟に関する事務をそれぞれ分担しております。

○稲葉誠一君 ここ数年來か、あるいは一番新しいところでのわかつておる統計、たとえば去年の一月から十二月まではわかつておるわけですね。國を当事者とする訴訟の状態はどういうふうになつておるのでしょうか、概略をひとつお話し願ひたい。

○政府委員(青木義人君) 一番新しい昨年度一年の統計の骨子を申し上げますと、まず、本訴事件につきましては、前年までで未済があつたのを旧受として受けたのが二千五百七十五件、それから昨年一年の新受が千三百三十六件、その間の既済が千二百八十七件、昨年の年末における未済が二千七百三十三件であります。

本訴以外の保全処分とか、支払命令とか即決和解、強制執行、そういうような本訴を除きましたその他の事件が、前年度の未済として旧受の事件が六百三十件、新受が三千九百四十六

件、既済が四千十六件、未済が五百六十件、かよひになっております。いまの数字には地方公共団体その他公法人を当事者とする訴訟も若干入っております。

○稲葉誠一君 大きく分けると、民事、行政、税務、こういうふうに分けるわけですか。

○政府委員(青木義人君) さようでございます。

○稲葉誠一君 どれが一番多いんでしょうか。やはり民事関係ですか。

○政府委員(青木義人君) やはり民事関係が総数で一番多いわけでありまして。

○稲葉誠一君 原告と被告の別はどうなっておりますか。

○政府委員(青木義人君) 民事関係のほうは、昨年度、国が原告になっていく事件が五百八十七件、被告になっているほうは八百八十一件でございます。統計のほうの全体のやつは、上訴の事件も入っているものですから、そういう数字になります。

○稲葉誠一君 その国が原告となる場合は、どんな場合が多いんですか。

○政府委員(青木義人君) 国有地の不法占拠の事件とか、あるいはまた医療費の債権の取り立てであるとか、開拓資金の貸し付けの取り立てであるとか、そういう国の債権の取り立てのよ

うな事件があるわけでありまして。

○稲葉誠一君 税務訴訟はどういうふうになっておりますか。税務訴訟は、これはほとんど国が被告になる場合が多いんでしょう。

○政府委員(青木義人君) 税務の行政訴訟でありますと、必ず行政庁が被告になるわけでありまして。ただ、徴収の

面におきましては、滞納者の債権を差し押えてその債権を取り立てるとか、あるいはまた脱税のために名義を他に

移しているのをそれをまたもどおりに戻していくとか、そういうような事件

件があります。これは国が原告になって訴えを起しておるわけでありま

す。

○稲葉誠一君 このいろいろの詳細な内容は、私もこれは個人的にどうか、表をいただいたので、内容を検討しますが、きょうは時間がないのでちよつとお聞きしておきたいのは、税金の課税の問題で国が相手方になって訴えられた、それで国が敗訴になったというのが一番で相当あるんですか、どうでしょうか。

○政府委員(青木義人君) 税務の行政訴訟で国が敗訴する案件もかなりあるわけではあります。そのパーセンテージはいまちよつとここに出しにくいわけですが、相当数あるわけでありまして。

○稲葉誠一君 これは、私がいただいた資料でいうと、七ページの行政事件のところにあるのか、あるいは税務事件になるんですか。

○政府委員(青木義人君) さようでございまして。この資料の七ページの右の欄の部分にこれに当たるわけであり

ます。

○稲葉誠一君 いや、どちらのほうですか、行政事件ですか、税務事件ですか。

○政府委員(青木義人君) 行政事件で、課税事件であります。賦課事件で九十五件でありますか、九十五件の判決のうち、三十件敗訴しておるので

あります。

○稲葉誠一君 その詳細はまた別な機

会に伺います。

それから、これはあれですか、大ざっぱにいいますと、どういふ点が敗訴の原因になっているのでしょうか。

○政府委員(青木義人君) もちろん各種の形の事件があるものでございまして、税法自体の解釈が税務当局の

とつての解釈と違つた見解で判決される場合もありますし、また、所得の認定にあたりまして計数的にやはり十分立証がつかなかった、こういうこと

で敗訴になる、主として事実認定の關係から出てくるものもあるわけでは

あります。

○稲葉誠一君 もう一つお聞きしたいのは、今度は国家公務員の関係で、非常に超過勤務が多いわけですね。超過勤務が多いけれども、超過勤務について全額支払われていないわけですね。普通五割とか六割とか、むろんこれは官庁によって違つておると思いますが、それで当然全額を支払うべきだといふので訴訟が起きておるといふふうに私聞

いておるのですけれども、それはどういふふうな状態になっておるのでござい

ますか。

○政府委員(青木義人君) この訴訟は、宮崎の地方裁判所に三十六年に提起された案件でございます。

その概要を申し上げますと、熊本官林局の高千穂官林署に勤務している職員

員についての超過勤務手当が一部未払いであるという理由で、その職員五十八名から国を相手にいたしまして、三

十五年一カ年分の超過勤務の未払い分のとして五十一万数千円請求と、さらに

労働基準法に基づきます附加金を含むせまして百二万円余の支払いを求め

る訴えが提起されておるわけでありま

す。

○稲葉誠一君 それ一件ですか、ほか

にありませんか。

○政府委員(青木義人君) 一件であります。これだけ一件であります。

○稲葉誠一君 それでは、その詳細は

また別の機会にお聞きしたいと思つて

いるのですが、ただ、法務省側の見解としてお聞きしたいのは、超過勤務を命じるわけですね。たとえば、簡単に例をとると、百時間やった、実際には六十時間分しか払わない、あとの四十時間分を払えといつてきた場合に、実際に四十時間上司の命令によって働いた

証拠があるわけですね。その場合に、あれですか、この四十時間分は法律的

に払わなくてもかまわないという見解を法務省側はとつておるのでござい

ますか、かりにとつておるとすれば、その根拠はどういふふうにしてとつてお

るのか、そこだけお伺いしたいと思

います。そのお考えに対する批判や何かは、私また別な機会にいたしたいと思

います。

○政府委員(青木義人君) いま御指摘の問題が先ほど申し上げましたこの事件における中心の争点になっておるわけ

であります。その争点を簡単に申し上げて……

○稲葉誠一君 原告の主張と国側の主張を説明してください、主観を交えないで。

○政府委員(青木義人君) 原告のほうも被告のほうも、この点については見解が一致しております。超過勤務手当の支払い義務が国として生ずるのは、

超過勤務命令が出ており、かつ、その命令に基づいて時間外勤務をした、こ

ういふ要件が備わつてはじめて超過勤

務手当の支払い義務が出る、この点では両当事者に争いのないところであり

ます。ただ、超過勤務命令が出てくるかどうか、この争点なのであります。

この事件におきまして官林当局側のほうの見解は、超過勤務命令は一般給与法並びに人事院規則、人事院細則に基づきまして所屬の長が超過勤務を命令した場合には、超過勤務等命令簿に記載し、それに捺印して、それに基づいて超過勤務時間報告書を作成し、それで給与する、こういうたてまえになつておるのであります。したがって、

成規の超過勤務命令簿に記載されてお

りませんと、超過勤務命令は出てお

らない、こゝろ認めざるを得ないというわけでありまして。本件におきましても、

超過勤務命令簿に記載されておる分につきましては全部支払つておるわけ

であります。

ただ、原告側のほうの主張は、超過勤務命令簿というものは、これは予算の

ワケに基づいて登録されているので、実際に勤務している時間と必ずしも一

致しない。それ以上勤務をする場合だつてある。それも、単に個人が任意

に好意的に働くというわけではなしに、やはりその仕事の必要上残つて働

いている。本件では、官林署のことでありますから、その当時、森林手簿とい

うものが各人に渡されておりました、それぞれ各人が毎日日誌的に記載

しているのがおるわけでありまして。それには現実には時間外に働いていると

いふことになるのじやないか、したがつて、その差額を支払えといふようなのが原告側の言ひ分になるわけであり

ます。

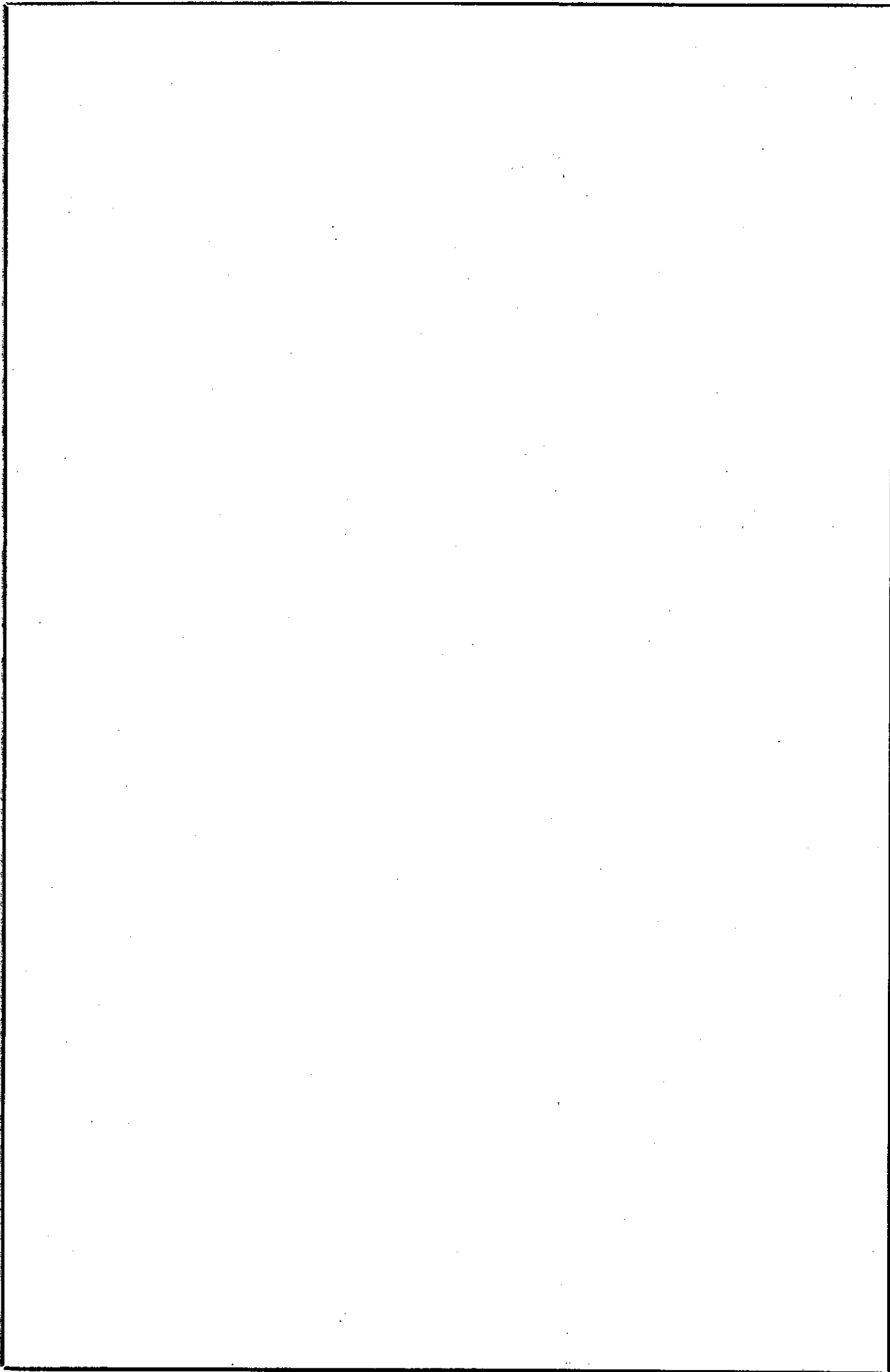
行政庁側のほうの見解は、先ほど申し上げましたように、人事院規則以下の規定に基づきまして、成規の超過勤務命令簿に登録されなければ超過勤務命令は出されてはいるわけではない、かような見解であります。そこが本件の主たる争点になっております。

○稲葉誠一君　そうすると、超過勤務の命令簿に記載してあれば、かりにそこまでの予算がなくても、それは上司が国の認めた規則に違反なるかならないかは別として、記載してあれば、予算がなくても、当然払わなければならない義務が国として発生するわけですか。

○政府委員(青木義人君)　超過勤務命令簿に登録されておりますれば、これは当然国として支払う義務があるわけでありまして、予算がないから支払わないというわけには参らないと思ひますし、当然敗訴判決になることは必定であると思ひます。本件では、超過勤務命令簿に登録された分は全部支払い済みになっているわけでありまして。

○稲葉誠一君　いまの最後のお答えで私も大体わかるのですが、そこで、いろいろこまかい問題が出てくると思ひます。人事院規則の関係とか、いろいろ問題が出てくると思ひますから、私はもう少し研究しまして、別の機会に質問したいと思つております。きょうはそれだけの答えをいただいで私の勉強の一つの手がかりができましたから、これで終わります。

○委員長(中山福藏君)　それでは、本件は一応この程度にとどめまして、本日はこれをもって散会いたします。
午後二時五会散会



第三部

法務委員会會議録第十号

昭和三十九年三月五日

〔参議院〕

昭和三十九年三月十三日印刷

昭和三十九年三月十四日発行

參議院事務局

印刷者 天藏省印刷局